

新編乙種四二

供覽

特業發第七六四號
昭和二十三年九月二日

勅令第二〇一號

勅令第二〇一號



特別調達廳
局長

總理廳官房總務課長 殿

政令第二百一號に伴う進駐軍關係勞務者の取扱について
政府の直接雇傭する連合國軍關係勞務者につき政令第二〇一號の適否
について臨時人事委員會委員長に照會中のところ八月三十日金岡發一
九九號により公務員として取扱はれたき旨回答に接したので別紙寫の
通り關係勞働組合宛通達書を交付するとともに都道府縣知事宛通達を
發したからその旨御承知願ひたい。

特別調達廳

本信送付先 勞働省官房總務課長

大藏省 管理局長
大藏省 給與局長
總理廳官房總務課長
臨時人事委員會事務局長
法務廳 檢務局長
經濟安定本部勞働局長
內閣 審議室長

通 達 書

去る七月三十一日政令第二百一號を以て「昭和二十三年七月二十二日
内閣總理大臣宛連合國最前司令官書簡に基く臨時措置に關する政令」
が公布施行せられたことは御承知の通りである。

右に關し日本政府の直接雇傭する連合國軍關係勞務者はすべて全政令
第一條の公務員に該當すると決定されたので貴組合は左記事項を御了
知の上至急所要の措置を講ぜられたい

記

一、同盟罷業、怠業的行爲等の脅威を要付けとする拘束的性質をおびた
いわゆる對等の立場に於いての團體交渉權は認められない。しかし
乍ら連合國軍關係勞務者又はその團體はこの政令の線に沿つて勤務
條件の改善を求めたために苦情、意見、希望又は不満を表明し且つ
これについて十分な話し合をなし、證據を提出することのできるとい
ふ意味において交渉する自由は存在するのであるから今後右の範圍

特別調達應

内で特別調達應に對し申出でられたい。

二、從來の勞働協約（團體協約）協定、覺書、申合せ等は無効となつた
従つて勞務協議會は當然消滅したものであることを承知せられたい
但しこの政令の趣旨に矛盾し又違反しない限り、給與、服務等に關
してとつた従前の措置は引續き効力を有する。又特別調達應はこの
際さらに進んで關係方面と密接な連絡を保ち連合國軍關係勞務者の
福利厚生を期すべく努力する考である。

三、連合國軍關係勞務者にはこの政令により明らかに爭議權は認められ
ないことになつたのであるから、同盟罷業、怠業的行爲は勿論、い
やしくも業務の正常なる運営能率を阻害する行動は許されない。
万一新から行動に出る者があれば、この政令によつて嚴重に處分せ
られるのであるから、貴組合においても十分留意せられたい。

昭和二十三年八月三十一日

特別調達廳

全國進駐軍勞働組合同盟
會長 山田 勲 男 殿
全日本進駐軍要員勞働組合
中央執行委員長 兒 玉 茂 殿
全國進駐軍勞働組合連合會
中央執行委員長 關 口 喜八郎 殿
進駐軍日本人職員組合連盟
理事長 土 居 眞 俊 殿

特別調達廳

特別勅令第一〇七七號
昭和二十三年八月三十一日

特別勅達 總裁



都道府縣知事 殿
特別勅達 總支局長 殿

政令第二百一號の取扱方々に關する件

昭和二十三年七月三十一日政令第二〇一號を以て「昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最前司令官書簡に共く臨時措置に關する政令」が公布施行せられたが今般臨時人事委員會において日本政府の直接雇傭する連合國軍關係勞務者は明らかなる政令第一條にいう公務員に該當すると決定せられたの一事の取扱方々に關して左記方針に従ひ万全を期せられたい。

追てこの政令の趣旨及びその取扱方針を關係勞務者に善く徹底せしめるとともに關係勞務組合に對しては別紙通達書案により至急通達せられたい

記

一、この政令はマ書簡に基くものであるから、解釋上疑義があるときは同書簡の趣旨に照らして解釋するものとする。

二、連合國軍關係勞務者は同盟罷業、暴行的行為等の脅威を裏付けとする拘束的性質を帯びた、いわゆる「等」の立場における団体交渉權は認められない。しかし乍ら勤務條件の改善を求めるために連合國軍關係勞務者又はその団体がその代表者を遣して苦情、意見、希望又は不満を表明し、且つこれについて、十分な話をなし、證據を提出することができるといふ意味において、所轄當局と交渉する自由は認められる。

三、連合國軍關係勞務者はいわゆる団体交渉權を有しないのであるから政府と對等の立場において団体交渉し、協定する能力を有せず、この意味における當事者能力を有しないからこれを前提とした勞務協

約（團體協約）、協定覺書又は申合せ等は當然無効となる。従つてこれに基いて設置せられた勞務協議會は當然消滅する。但しこの政令の趣旨に矛盾し又は違反しない限り給與、服務等に關する従前の措置は引續き効力を有するものとする。

四 國籍權はなほ有するから勞働組合法第十一條の保護も當然ある。又全條にいう正常な行爲とは政令に定めた制限内の活動に限られる。連合國軍關係勞務者の代表者が交渉したことを理由に不利益な取扱いを受ければ第十一條違反の適用を受ける。

五 勞働法規は政令に違反しない限り連合國軍關係勞務者にもなほ効力を有する。

通 達 (案)

去る七月三十一日政令第二百一號を以て「昭和二十三年七月二十二日内閣通達大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に關する政令」が公布施行せられたことは御承知の通りである。

右に關し日本政府の直接雇傭する連合國軍關係勞務者はすべて全政令第一條の公務員に該當すると決定されたので貴組合は左記事項を御了知の上至急所要の措置を講ぜられたい。

記

一、同盟罷業、怠業的行爲等の脅威を裏付けとする拘束的性質をおびたいわゆる對等の立場においての國体交渉權は認められない。しかし乍ら連合國軍關係勞務者又はその團體はこの政令の線に沿つて勤務條件の改善を求めむために苦情、意見、希望又は不満を表明し且つこれについて十分な語合をなし、證據を提出することができるといふ意味において交渉する自由は存在するのであるから今後右の範圍内で特別調達に對し申出でられたい。

二、從來の勞務協約(團體協約)協定、覺書、申合せ等は無となつた従つて勞務協議會は當然消滅したものであることを承知せられたい但しこの政令の趣旨に矛盾し又違反しない限り、給與、服務等に關してとつた従前の措置は引續き効力を有する。又特別調達はこの際さらに進んで關係方面と密接な連絡を保ち連合國軍關係勞務者の福利厚生の適切を期すべく努力する考である。

三、連合國軍關係勞務者にはこの政令により明らかに爭議權は認められないことになつたのであるから、同盟罷業、怠業的行爲は勿論、いやしくも業務の正常なる運営能率を阻害する行動は許されない。万一新から行動に出る者があれば、この政令によつて嚴重に處分せられるのであるから、貴組合においても十分留意せられたい。

昭和二十三年八月三十一日

連合組合長宛

各都道府県知事